

第1次鳥獣保護事業計画書

平成24年4月 1日から

5年間

平成29年3月31日まで

岐 阜 県

目次

第一 計画の期間	1
第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	1
1 鳥獣保護区の指定	1
(1) 方針	1
①指定に関する中長期的な方針	1
②指定区分ごとの方針	2
(2) 鳥獣保護区の指定等計画	3
①鳥獣保護区の指定計画	3
②既指定鳥獣保護区の変更計画	4
2 特別保護地区の指定	7
(1) 方針	7
①指定に関する中長期的な方針	7
②指定区分ごとの方針	7
(2) 特別保護地区指定計画	8
3 休猟区の指定	10
(1) 方針	10
(2) 休猟区指定計画	10
(3) 特例休猟区の指定計画	10
4 鳥獣保護区の整備等	11
(1) 方針	11
①管理施設の設置	11
②利用施設の整備	11
③調査、巡視等の計画	11
第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	12
1 鳥獣の人工増殖	12
(1) 方針	12
2 放鳥獣	12
(1) 方針	12
第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	13
1 鳥獣の区分と保護管理の考え方	13
(1) 希少鳥獣	13
(2) 狩猟鳥獣	13

(3) 外来鳥獣等	1 3
(4) 一般鳥獣	1 3
2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定	1 3
(1) 許可しない場合の基本的考え方	1 3
(2) 許可する場合の基本的考え方	1 4
(3) わなの使用にあたっての許可基準	1 4
(4) 許可にあたっての条件の考え方	1 5
(5) 許可に関する事務処理の市町村長への委譲	1 5
(6) 捕獲実施にあたっての留意事項	1 5
(7) 捕獲物又は採取物の処理等	1 5
(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集	1 5
(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方	1 6
3 学術研究を目的とする場合	1 6
(1) 学術研究	1 6
(2) 標識調査	1 7
4 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合	1 7
(1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方	1 7
(2) 鳥獣による被害発生予察表の作成	1 7
①予察表	1 7
②予察表に係る方針等	1 9
③予察捕獲の許可基準	1 9
(3) 鳥獣の適正管理の実施	1 9
①方針	1 9
②防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画	1 9
(4) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定	2 0
①方針	2 0
②許可基準	2 0
(5) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等	2 3
①方針	2 3
②指導事項の概要	2 3
5 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合	2 3
(1) 許可対象者	2 3
(2) 鳥獣の種類・数	2 3
(3) 期間	2 3
(4) 区域	2 4
(5) 方法	2 4
6 その他特別の事由の場合	2 4
(1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	2 4

(2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的	24
(3) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	24
(4) 愛がんのための飼養の目的	25
(5) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止	25
(6) 鵜飼漁業への利用	25
(7) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的	25
(8) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的	26
7 鳥類の飼養登録	26
(1) 方針	26
(2) 飼養適正化のための指導内容	26
8 販売禁止鳥獣等	26
(1) 許可の考え方	26
(2) 許可の条件	26
第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項	27
1 特定猟具使用禁止区域の指定	27
(1) 方針	27
(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画	27
(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳	28
2 特定猟具使用制限区域の指定	30
(1) 方針	30
3 猟区設定のための指導	30
(1) 方針	30
4 指定猟法禁止区域	31
(1) 方針	31
第六 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項	31
1 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針	31
2 実施計画の作成に関する方針	32
第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項	32
1 基本方針	32
2 鳥獣保護対策調査	32
(1) 方針	32
(2) 鳥獣生息分布調査	32
(3) 希少鳥獣等保護調査	33
(4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査	33
3 鳥獣保護区等の指定・管理等調査	33

4	狩猟対策調査	34
(1)	方針	34
(2)	狩猟鳥獣生息調査	34
(3)	放鳥効果測定調査	34
(4)	狩猟実態調査	34
5	有害鳥獣対策調査	34
(1)	方針	34
(2)	調査の概要	35
第八	鳥獣保護事業の実施体制に関する事項	35
1	鳥獣行政担当職員	35
(1)	方針	35
(2)	設置計画	35
(3)	研修計画	36
2	鳥獣保護員	36
(1)	方針	36
(2)	設置計画	36
(3)	年間活動計画	36
(4)	研修計画	37
3	保護管理の担い手の育成	37
(1)	方針	37
(2)	研修計画	37
(3)	狩猟者の減少防止対策	37
4	取締り	37
(1)	方針	37
(2)	年間計画	38
5	必要な財源の確保	38
第九	その他	38
1	鳥獣保護事業をめぐる現状と課題	38
2	地形や気候等が異なる特定の地域についての取り扱い	38
3	狩猟の適正管理	38
4	入猟者承認制度に関する事項	39
5	傷病鳥獣救護の基本的な対応	39
(1)	方針	39
(2)	救護個体の取り扱い	39
6	安易な餌付けの防止	40
(1)	方針	40

(2) 年間計画	40
7 感染症への対応	40
8 普及啓発	40
(1) 鳥獣の保護管理についての普及等	40
①方針	40
②事業の年間計画	40
③愛鳥週間行事等の計画	41
(2) 野鳥の森等の整備	41
(3) 愛鳥モデル校の指定	41
①方針	41
②指定期間	41
③愛鳥モデル校に対する指導内容	41
④指定計画	41
(4) 法令の普及徹底	42
①方針	42
②年間計画	42

第一 計画の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間とする。

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(1) 方針

① 指定に関する中長期的な方針

本県は、日本列島のほぼ中央部に位置し、海拔3,000mを超える山岳地帯から海拔0mの平野部に及ぶ起伏に富んだ地形を有しており、多くの大小河川を要する緑豊かな自然環境に恵まれている。

このような地理的条件から植物の種類は多く、種子植物、シダ植物を合わせて2,800を超える種が確認されており、北方系植物の南限、南方系植物の北限となり、植物区系の接点地域が多く存在する。また、森林植生においても、濃尾平野をめぐる丘陵地帯のアカマツの天然林、東濃東部の山岳地帯のヒノキ、サワラ等の針葉樹とミズメ、ナラ等の広葉樹が混交した天然林、飛騨の山岳地帯におけるブナの温帯性広葉樹林等変化に富んでいる。

また、鳥類は280、哺乳類は50を超える種が確認され、鳥獣の種類及び生息数ともに豊富である。北アルプスの標高2,400～3,000mの高山帯には、県の鳥で特別天然記念物にも指定されているライチョウが生息しており、木曾川、長良川、揖斐川の下流域には毎年2万～3万羽のカモ類が渡来している。また、県内にはニホンカモシカ、ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ等の大型獣類が生息しており、キツネ、タヌキ、イタチ、テン等中小型の獣類も広く分布している。

鳥獣の保護を図るために指定している県指定鳥獣保護区は、第10次鳥獣保護事業計画終了時で県内に117箇所(別に国指定2箇所)、64,990ha(別に国指定20,863ha)が指定されている。指定区分別でみると、森林鳥獣生息地の保護区が最も多く、県指定鳥獣保護区面積の約9割にあたる92箇所、58,609haが指定されている。

野生鳥獣は、自然を構成する重要な要素の一つであり、自然環境を豊かにするものであると同時に、人間の生活環境を保持し改善する上で欠くことのできないものである。しかし、その一方で、ニホンジカやイノシシ、カワウ等一部の野生鳥獣においては生息数の増加や生息域の拡大によって、農林水産業や生態系に多大な被害を及ぼすだけでなく、野生鳥獣との接触による事故発生など人間生活そのものに危険が及ぶなど軋轢が深刻化している。

このような状況を踏まえ、第11次鳥獣保護事業計画における鳥獣保護区の指定にあたっては、次の事項に配慮する。

- ・ 鳥獣の生息状況や生息環境等を考慮し、重要な生息地を優先的に指定する。
- ・ 県内全域において生物多様性を保全するため、偏りなく配置するよう配慮する。
- ・ 野生鳥獣保護管理の専門家、関係市町村、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体等関係者との合意形成に努め、農林水産業等に伴う人間の活動と鳥獣との共生が図られるように十分留意する。
- ・ 鳥獣の生息地及び生息環境を安定して保全することと併せ、社会的環境及び利害関係者の意向の変化も考慮し、鳥獣保護区の指定期間は10年間とする。
- ・ 計画期間内に期間満了となる鳥獣保護区については、原則として期間更新を行うこととするが、鳥獣による農林水産業被害等を踏まえて、区域の見直しや期間更新をしないことについても検討する。

②指定区分ごとの方針

(第1表)

指定区分	方 針
森林鳥獣生息地の保護区	森林に生息する鳥獣の保護を図り、地域における生物多様性の確保にも資するため、森林鳥獣生息地の保護区を指定する。
大規模生息地の保護区	行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始めその地域に生息する多様な鳥獣相を保護し、地域の生物多様性の拠点の確保にも資するため、大規模生息地の保護区を指定する。
集団渡来地の保護区	集団で渡来する渡り鳥の保護を図るため、これらの渡来地である湿地、湖沼等のうち必要な地域について、集団渡来地の保護区を指定する。
集団繁殖地の保護区	集団で繁殖する鳥類、コウモリ類の保護を図るため、これらの繁殖地である断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等のうち必要な地域について、集団繁殖地の鳥獣保護区を指定する。
希少鳥獣生息地の保護区	絶滅のおそれがある鳥獣又はこれに準ずる鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域について、希少鳥獣生息地の保護区を指定する。
生息地回廊の保護区	生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域、又は鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域について、生息地回廊の保護区を指定する。
身近な鳥獣生息地の保護区	市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域、又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について、身近な鳥獣生息地の保護区を指定する。

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

① 鳥獣保護区の指定計画

(第2表)

区 分	鳥獣保護区指定の目標	既指定鳥獣保護区(A)		本計画期間に指定する鳥獣保護区						本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区						
				24年度	25	26	27	28	計(B)	24年度	25	26	27	28	計(C)	
森林鳥獣生息地	箇所	87	92	箇所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	面積	26,100ha	58,609ha	変動面積	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha
大規模生息地	箇所		0	箇所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	面積		0ha	変動面積	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha
集団渡来地	箇所		5	箇所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	面積		1,803ha	変動面積	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha
集団繁殖地	箇所		1	箇所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	面積		345ha	変動面積	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha
希少鳥獣生息地	箇所		3	箇所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	面積		2,732ha	変動面積	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha
生息地回廊	箇所		0	箇所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	面積		0ha	変動面積	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha
身近な鳥獣生息地	箇所		16	箇所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	面積		1,501ha	変動面積	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha
計	箇所		117	箇所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	面積		64,990ha	変動面積	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha

本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区						本計画期間に解除又は期間満了となる鳥獣保護区						計画期間中の増△減*	計画終了時の鳥獣保護区**
24年度	25	26	27	28	計(D)	24年度	25	26	27	28	計(E)		
2	0	2	1	0	5	5	1	0	1	0	7	△7	85
398ha	0ha	716ha	831ha	0ha	1,945ha	3,970ha	10ha	0ha	1,060ha	0ha	5,040ha	△6,985ha	51,624ha
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	1,803ha
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	345ha
0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2	△2	1
0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	2,240ha	103ha	0ha	0ha	0ha	2,343ha	△2,343ha	389ha
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16
0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	1,501
2	0	2	1	0	5	6	2	0	1	0	9	△9	108
398ha	0ha	716ha	831ha	0ha	1,945ha	6,210ha	113ha	0ha	1,060ha	0ha	7,383ha	△9,328ha	55,662ha

② 既指定鳥獣保護区の変更計画

(第3表)

年 度	指定区分	鳥獣保護区名	所在地 (市町村名)	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	変更理由等
					異動前 の面積	異動面積	異動後 の面積		
平成24年度	集団渡来地	長良川	岐阜市	期間更新	776ha	0ha	776ha	H24.11.1～H34.10.31	
	希少鳥獣生息地	美濃俣丸	揖斐川町	満了	2,240ha	△2,240ha	0ha	—	徳山ダム完成に伴う解除
	身近な鳥獣生息地	百年公園	関市	期間更新	100ha	0ha	100ha	H24.11.1～H34.10.31	
	森林鳥獣生息地	釜戸	瑞浪市	期間更新	377ha	0ha	377ha	H24.11.1～H34.10.31	
	森林鳥獣生息地	土岐	土岐市	期間更新	1,157ha	0ha	1,157ha	H24.11.1～H34.10.31	
	森林鳥獣生息地	賤母	中津川市	満了	223ha	△223ha	0ha	—	鳥獣被害増大のため
	森林鳥獣生息地	上矢作大船山	恵那市	期間更新	380ha	0ha	380ha	H24.11.1～H34.10.31	
	森林鳥獣生息地	日影平	高山市	期間更新	470ha	0ha	470ha	H24.11.1～H34.10.31	
	森林鳥獣生息地	松倉	高山市	期間更新	510ha	0ha	510ha	H24.11.1～H34.10.31	
	身近な鳥獣生息地	であいの森	高山市	期間更新	40ha	0ha	40ha	H24.11.1～H34.10.31	
	森林鳥獣生息地	岩瀬	高山市	期間更新	326ha	0ha	326ha	H24.11.1～H34.10.31	
	森林鳥獣生息地	日面	高山市	満了	1,070ha	△1,070ha	0ha	—	鳥獣被害増大のため
	森林鳥獣生息地	カクレハ	高山市	満了	1,310ha	△1,310ha	0ha	—	鳥獣被害増大のため
	森林鳥獣生息地	野麦	高山市	期間更新	224ha	0ha	224ha	H24.11.1～H34.10.31	
	森林鳥獣生息地	塩屋大谷	飛騨市	区域縮小	436ha	△314ha	122ha	H24.11.1～H29.10.31	鳥獣被害増大のため
	森林鳥獣生息地	三合谷	飛騨市	指定解除	788ha	△788ha	0ha		鳥獣被害増大のため
森林鳥獣生息地	もずも谷	飛騨市	指定解除	579ha	△579ha	0ha		鳥獣被害増大のため	
森林鳥獣生息地	横山	飛騨市	区域縮小	151ha	△84ha	67ha	H24.11.1～H31.10.31	鳥獣被害増大のため	
計		18箇所			11,157ha	△6,608ha	4,549ha		
平成25年度	森林鳥獣生息地	三尾納谷	山県市	期間更新	850ha	0ha	850ha	H25.11.1～H35.10.31	
	希少鳥獣生息地	千回沢	揖斐川町	満了	103ha	△103ha	0ha	—	徳山ダム完成に伴う解除
	森林鳥獣生息地	下親田	東白川村	期間更新	215ha	0ha	215ha	H25.11.1～H35.10.31	
	森林鳥獣生息地	南山	御嵩町	期間更新	480ha	0ha	480ha	H25.11.1～H35.10.31	
	森林鳥獣生息地	若人の丘	土岐市	期間更新	620ha	0ha	620ha	H25.11.1～H35.10.31	
	森林鳥獣生息地	八瀬沢	瑞浪市	満了	10ha	△10ha	0ha	—	鳥獣被害増大のため
	森林鳥獣生息地	御嶽	下呂市	期間更新	1,432ha	0ha	1,432ha	H25.11.1～H35.10.31	
	身近な鳥獣生息地	白川郷合掌造りの里民家園	白川村	期間更新	36ha	0ha	36ha	H25.11.1～H35.10.31	
希少鳥獣生息地	有道	高山市	期間更新	347ha	0ha	347ha	H25.11.1～H35.10.31		
計		9箇所			4,093ha	△113ha	3,980ha		
平成26年度	森林鳥獣生息地	金華山	岐阜市	期間更新	500ha	0ha	500ha	H26.11.1～H36.10.31	
	森林鳥獣生息地	船伏山	山県市	期間更新	104ha	0ha	104ha	H26.11.1～H36.10.31	

	集団渡来地	鳥羽川	山県市	期間更新	5ha	0ha	5ha	H26.11.1 ~ H36.10.31	
	集団渡来地	船付	大垣市、海津市、 輪之内町、養老町	期間更新	480ha	0ha	480ha	H26.11.1 ~ H36.10.31	
	身近な鳥獣生息地	水嶺湖	大垣市	期間更新	67ha	0ha	67ha	H26.11.1 ~ H36.10.31	
	身近な鳥獣生息地	笹平	白川町	期間更新	41ha	0ha	41ha	H26.11.1 ~ H36.10.31	
	森林鳥獣生息地	納古山	川辺町、七宗町	期間更新	430ha	△239ha	191ha	H26.11.1 ~ H36.10.31	一部地域の鳥獣被害増大
	森林鳥獣生息地	松野	瑞浪市、御嵩町	期間更新	680ha	0ha	680ha	H26.11.1 ~ H36.10.31	
	森林鳥獣生息地	恵那峡	中津川市、恵那市	期間更新	1,860ha	△477ha	1,383ha	H26.11.1 ~ H36.10.31	鳥獣被害増大のため
	森林鳥獣生息地	付知中央南	中津川市	期間更新	345ha	0ha	345ha	H26.11.1 ~ H36.10.31	
	森林鳥獣生息地	五色ヶ原	高山市	期間更新	3,534ha	0ha	3,534ha	H26.11.1 ~ H36.10.31	
	森林鳥獣生息地	北ノ俣	飛騨市	期間更新	1,260ha	0ha	1,260ha	H26.11.1 ~ H36.10.31	
計		12箇所			9,306ha	△716ha	8,590ha		
平成27年度	身近な鳥獣生息地	緑の文化公園	海津市	期間更新	165ha	0ha	165ha	H27.11.1 ~ H37.10.31	
	森林鳥獣生息地	養老	養老町	期間更新	514ha	0ha	514ha	H27.11.1 ~ H37.10.31	
	森林鳥獣生息地	旧関ヶ原青少年自然の家	関ヶ原町	期間更新	563ha	0ha	563ha	H27.11.1 ~ H37.10.31	
	森林鳥獣生息地	日本ライン	美濃加茂市、可児市、坂祝町、川辺町、八百津町、御嵩町	期間更新	6,320ha	△831ha	5,489ha	H27.11.1 ~ H37.10.31	一部地域の鳥獣被害増大
	森林鳥獣生息地	大鷲	郡上市	満了	1,060ha	△1,060ha	0ha	—	鳥獣被害増大及び森林施業
	希少鳥獣生息地	池田	多治見市	期間更新	145ha	0ha	145ha	H27.11.1 ~ H37.10.31	
	森林鳥獣生息地	根の上	中津川市、恵那市	期間更新	709ha	0ha	709ha	H27.11.1 ~ H37.10.31	
	身近な鳥獣生息地	福岡中学校	中津川市	期間更新	17ha	0ha	17ha	H27.11.1 ~ H37.10.31	
	森林鳥獣生息地	千光寺	高山市	期間更新	302ha	0ha	302ha	H27.11.1 ~ H37.10.31	
	森林鳥獣生息地	舟山	高山市	期間更新	406ha	0ha	406ha	H27.11.1 ~ H37.10.31	
森林鳥獣生息地	岐阜大学演習林	下呂市	期間更新	554ha	0ha	554ha	H27.11.1 ~ H37.10.31		
計		11箇所			10,755ha	△1,891ha	8,864ha		
平成28年度	森林鳥獣生息地	大河原	本巣市	期間更新	656ha	0ha	656ha	H28.11.1 ~ H38.10.31	
	森林鳥獣生息地	上大須	本巣市	期間更新	1,354ha	0ha	1,354ha	H28.11.1 ~ H38.10.31	
	森林鳥獣生息地	滝ヶ洞	八百津町	期間更新	320ha	0ha	320ha	H28.11.1 ~ H38.10.31	
	森林鳥獣生息地	鶴形山	美濃市	期間更新	237ha	0ha	237ha	H28.11.1 ~ H38.10.31	
	森林鳥獣生息地	内唧洞	関市	期間更新	584ha	0ha	584ha	H28.11.1 ~ H38.10.31	
	森林鳥獣生息地	加子母猪の谷	中津川市	期間更新	298ha	0ha	298ha	H28.11.1 ~ H38.10.31	
	森林鳥獣生息地	中野	高山市	期間更新	411ha	0ha	411ha	H28.11.1 ~ H38.10.31	
	森林鳥獣生息地	神坂	高山市	期間更新	436ha	0ha	436ha	H28.11.1 ~ H38.10.31	

計		8箇所			4,296ha	0ha	4,296ha		
合計		58箇所			39,607ha	△9,328ha	30,279ha		

2 特別保護地区の指定

(1) 方針

① 指定に関する中長期的な方針

特別保護地区は、鳥獣保護区の区域のうち植生、地形等の自然的条件が鳥獣の生息環境として優れており、特に生息環境の保全を図る必要があると認められる地区について積極的な指定に努める。当該地区内では、埋立、干拓、立木竹の伐採、工作物の設置等鳥獣の繁殖に支障を及ぼす行為は、知事の許可がなければ行うことができない。

第10次鳥獣保護事業計画終了時における県指定特別保護地区は、県内で25箇所（別に国指定2箇所）、4,561ha（別に国指定2,510ha）が指定されており、県指定鳥獣保護区面積に占める割合は7.0%である。

特別保護地区の指定にあたっては、土地所有者等の同意を得るとともに地元利害関係者とも十分に調整を図る。また、特別保護地区の指定期間は、原則として、県指定の鳥獣保護区の指定期間と一致させる。第11次鳥獣保護事業計画において期間が満了する特別保護地区は、原則として再指定に努めるが、地元利害関係者から十分に意見を聴取したうえで地区の指定を行う。

② 指定区分ごとの方針

(第4表)

指定区分	方針
森林鳥獣生息地の保護区	良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定する。
大規模生息地の保護区	猛きん類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区において必要と認められる中核的地区について指定する。
集団渡来地の保護区	渡来する鳥類の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的地区について指定する。
集団繁殖地の保護区	保護対象となる鳥類の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地区について指定する。
希少鳥獣生息地の保護区	保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要と認められる広範囲の区域について指定に努める。
生息地回廊の保護区	保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区について指定に努める。
身近な鳥獣生息地の保護区	鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について指定する。

(2) 特別保護地区指定計画

(第5表)

区 分	特別保護地区指定の目標	既指定特別保護地区(A)		本計画期間に指定する特別保護地区(再指定も含む)						本計画期間に区域拡大する特別保護地区						
				24年度	25	26	27	28	計(B)	24年度	25	26	27	28	計(C)	
森林鳥獣生息地	箇所	42	17	箇所	1	1	4	2	0	8	0	0	0	0	0	0
	面積	5,547ha	2,008ha	変動面積	104ha	20ha	490ha	160ha	0ha	774ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha
大規模生息地	箇所		0	箇所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	面積		0ha	変動面積	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha
集団渡来地	箇所		1	箇所	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	面積		72ha	変動面積	72ha	0ha	0ha	0ha	0ha	72ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha
集団繁殖地	箇所		1	箇所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	面積		30ha	変動面積	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha
希少鳥獣生息地	箇所		1	箇所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	面積		2,240ha	変動面積	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha
生息地回廊	箇所		0	箇所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	面積		0ha	変動面積	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha
身近な鳥獣生息地	箇所		5	箇所	1	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0
	面積		211ha	変動面積	100ha	0ha	0ha	17ha	0ha	117ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha
計	箇所		25	箇所	3	1	4	3	0	11	0	0	0	0	0	0
	面積		4,561ha	変動面積	276ha	20ha	490ha	177ha	0ha	963ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha

本計画期間に区域縮小する特別保護地区						本計画期間に解除又は期間満了となる特別保護地区(再指定も含む)						計画期間中の増△減*	計画終了時の特別保護地区**
24年度	25	26	27	28	計(D)	24年度	25	26	27	28	計(E)		
0	0	0	0	0	0	4	1	4	3	0	12	△4	13
0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	521ha	20ha	490ha	410ha	0ha	1,441ha	△667ha	1,341ha
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha
0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1
0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	72ha	0ha	0ha	0ha	0ha	72ha	0ha	72ha
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	30ha
0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	△1	0
0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	2,240ha	0ha	0ha	0ha	0ha	2,240ha	△2,240ha	0ha
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha
0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	2	0	5
0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	100ha	0ha	0ha	17ha	0ha	117ha	0ha	211ha
0	0	0	0	0	0	7	1	4	4	0	16	△5	20
0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	2,933ha	20ha	490ha	427ha	0ha	3,870ha	△2,907ha	1,654ha

年 度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		備 考
	指 定 区 分	鳥獣保護区名称	面 積	指 定期間	指定面積	指 定期間	
平成24年度	集団渡来地	長良川	776ha	H24.11.1 ~ H34.10.31	72ha	H24.11.1 ~ H34.10.31	再指定
	希少鳥獣生息地	美濃俣丸	2,240ha	H14.11.1 ~ H24.10.31	0ha	—	満了(△2,240ha)
	身近な鳥獣生息地	百年公園	100ha	H24.11.1 ~ H34.10.31	100ha	H24.11.1 ~ H34.10.31	再指定
	森林鳥獣生息地	土岐	1,157ha	H24.11.1 ~ H34.10.31	104ha	H24.11.1 ~ H34.10.31	再指定
	森林鳥獣生息地	岩瀬	326ha	H24.11.1 ~ H34.10.31	0ha	—	満了(△37ha)
	森林鳥獣生息地	カクレハ	1,310ha	H14.11.1 ~ H24.10.31	0ha	—	満了(△260ha)
	森林鳥獣生息地	野麦	224ha	H14.11.1 ~ H24.10.31	0ha	—	満了(△120ha)
計		7箇所	6,133ha	3箇所	276ha		△2,657ha
平成25年度	森林鳥獣生息地	下親田	215ha	H25.11.1 ~ H35.10.31	20ha	H25.11.1 ~ H35.10.31	再指定
計		1箇所	215ha	1箇所	20ha		△0ha
平成26年度	森林鳥獣生息地	金華山	500ha	H26.11.1 ~ H36.10.31	198ha	H26.11.1 ~ H36.10.31	再指定
	森林鳥獣生息地	松野	680ha	H26.11.1 ~ H36.10.31	72ha	H26.11.1 ~ H36.10.31	再指定
	森林鳥獣生息地	恵那峡	1,383ha	H26.11.1 ~ H36.10.31	110ha	H26.11.1 ~ H36.10.31	再指定
	森林鳥獣生息地	北ノ俣	1,260ha	H26.11.1 ~ H36.10.31	110ha	H26.11.1 ~ H36.10.31	再指定
計		4箇所	3,823ha	4箇所	490ha		△0ha
平成27年度	森林鳥獣生息地	養老	514ha	H27.11.1 ~ H37.10.31	122ha	H27.11.1 ~ H37.10.31	再指定
	森林鳥獣生息地	大鷲	1,060ha	H17.11.1 ~ H27.10.31	0ha	—	満了(△250ha)
	身近な鳥獣生息地	福岡中学校	17ha	H27.11.1 ~ H37.10.31	17ha	H27.11.1 ~ H37.10.31	再指定
	森林鳥獣生息地	千光寺	302ha	H27.11.1 ~ H37.10.31	38ha	H27.11.1 ~ H37.10.31	再指定
計		4箇所	1893ha	3箇所	177ha		△250ha
平成28年度	—	—	—	—	—	—	—
計		0箇所	0ha	0箇所	0ha		
合 計		16箇所	6,904ha	11箇所	963ha		

3 休猟区の指定

(1) 方針

休猟区は、狩猟鳥獣の数が著しく減少している場合において、狩猟者の入り込み等を勘案しつつ、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域を指定する。

指定期間は、原則として3年とし、道路、河川、鉄道等の現場で容易に確認できる境界線により区域を設定するよう努める。なお、休猟区の指定にあたっては、鳥獣による農林水産業被害が増大していることから、農林水産業関係者及び地元住民等の理解が十分得られるよう留意する。

(2) 休猟区指定計画

(第7表)

年 度	休猟区指定所在地	休猟区名称	指定面積	指定期間	備 考
平成24年度	揖斐郡揖斐川町	親谷	1,665ha	H24.11.1～H27.10.31	
	郡上市	前谷・大日	1,000ha	H24.11.1～H27.10.31	
	郡上市	ひるがの	459ha	H24.11.1～H27.10.31	
	郡上市	家谷	601ha	H24.11.1～H27.10.31	
	高山市	大野平	1,697ha	H24.11.1～H27.10.31	
計		5箇所	5,422ha		
平成25年度	郡上市	芦倉・天狗山	1,320ha	H25.11.1～H28.10.31	
	郡上市	西洞	340ha	H25.11.1～H28.10.31	
計		2箇所	1,660ha		
平成26年度	揖斐郡揖斐川町	笹ヶ峰	618ha	H26.11.1～H29.10.31	
	揖斐郡揖斐川町	高倉	340ha	H26.11.1～H29.10.31	
	郡上市	石徹白	950ha	H26.11.1～H29.10.31	
	郡上市	大日岳	1,200ha	H26.11.1～H29.10.31	
計		4箇所	3,108ha		
平成27年度	揖斐郡揖斐川町	鶴見	863ha	H27.11.1～H30.10.31	
	高山市	尾上郷	1,832ha	H27.11.1～H30.10.31	
計		2箇所	2,695ha		
平成28年度	高山市	六厩川	1,697ha	H28.11.1～H31.10.31	
計		1箇所	1,697ha		
合 計		14箇所	14,582ha		

(3) 特例休猟区の指定計画

特定鳥獣保護管理計画（以下「特定計画」と言う。）を策定しているイノシシ（H22～27年度）及びニホンジカ（H23～28年度）については、県内に指定する全ての休猟区において特例休猟区として、捕獲等が可能な区域としている。特定計画更新時に各種モニタリング調査結果をもとに、指定更新の必要性について検討する。

4 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

鳥獣保護区及び特別保護地区については、その境界を明確にするため標識（制札、標柱）を設置し、狩猟者及び地元住民に対して周知に努める。それぞれの鳥獣保護区の指定目標を達成するため、自然環境の保全に努める。また、身近な鳥獣生息地の保護区においては、人と野生鳥獣のふれあいや環境教育の場として活用を図る。

鳥獣の生息状況の把握、違法捕獲の取締り及び標識等の施設の管理等を行うため、必要に応じて振興局担当職員及び自然保護員による鳥獣保護区内の調査、巡視等を行う。また、必要に応じて鳥獣の生息環境を整えるため保全事業を実施する。

① 管理施設の設置

標識類の設置については、必要に応じて維持管理を実施し、期間更新の鳥獣保護区及び再指定の特別保護地区には必要に応じて新しく制札、標柱を設置する。

② 利用施設の整備

利用施設の整備については、必要に応じて整備（維持補修等を含む）を実施する。

③ 調査、巡視等の計画

(第8表)

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
管理員等	箇所数	111箇所	109箇所	109箇所	108箇所	108箇所
	人数	29	29	29	29	29
管理のための調査の実施		長良川鳥獣保護区 百年公園鳥獣保護区 釜戸鳥獣保護区 土岐鳥獣保護区 上矢作大船山 鳥獣保護区 日影平鳥獣保護区 松倉鳥獣保護区 であいの森鳥獣保護区 岩瀬鳥獣湯保護区 野麦鳥獣保護区 塩屋大谷鳥獣保護区 横山鳥獣保護区	三尾納谷鳥獣保護区 下親田鳥獣保護区 南山鳥獣保護区 若人の丘鳥獣保護区 御嶽鳥獣保護区 白川郷合掌造りの里 民家園鳥獣保護区 有道鳥獣保護区	金華山鳥獣保護区 船伏山鳥獣保護区 鳥羽川鳥獣保護区 船付鳥獣保護区 水嶺湖鳥獣保護区 笹平鳥獣保護区 納古山鳥獣保護区 松野鳥獣保護区 恵那峡鳥獣保護区 付知中央南鳥獣保護区 北ノ俣鳥獣保護区 五色ヶ原鳥獣保護区	緑の文化公園 鳥獣保護区 養老鳥獣保護区 旧関ヶ原少年自然の家 鳥獣保護区 日本ライン鳥獣保護区 池田鳥獣保護区 根の上鳥獣保護区 福岡中学校鳥獣保護区 千光寺鳥獣保護区 舟山鳥獣保護区 岐阜大学演習林 鳥獣保護区	大河原鳥獣保護区 上大須鳥獣保護区 滝ヶ洞鳥獣保護区 鶴形山鳥獣保護区 内唧洞鳥獣保護区 加子母猪の谷 鳥獣保護区 中野鳥獣保護区 神坂鳥獣保護区

※期間更新の鳥獣保護区の鳥獣の生息状況調査、鳥獣保護区等の標識等の点検とその管理、野生鳥獣による農林水産物の被害状況調査を実施。

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

(1) 方針

現在、希少鳥獣等の人工増殖については県で実施していないが、今後、種の保存を目的として取り組むことも想定されるため、随時、必要な情報の蓄積に努める。

狩猟鳥獣のうち放鳥の対象とするヤマドリ及びキジについては、毎年の放鳥に対応する羽数が確保できるように、優れた養殖技術を有する生産者からの購入により必要数を確保する。なお、生息数が減少しているヤマドリの放鳥に重点を置く。

人工増殖に際しては、地域個体群間の交雑を防ぐため、原則として本県に生息する個体(同一の亜種のものに限る)のみを対象とする。

(第9表)

年 度	希少鳥獣等		狩猟鳥獣		備 考
	鳥獣名	実施方法	鳥獣名	指導方法	
平成24年度		実施予定なし	ヤマドリ・キジ	養殖業者等に対して、地域個体群間の交雑防止及び放鳥方法等について助言を行う。	
平成25年度		実施予定なし	同上	同上	
平成26年度		実施予定なし	同上	同上	
平成27年度		実施予定なし	同上	同上	
平成28年度		実施予定なし	同上	同上	

2 放鳥獣

(1) 方針

狩猟鳥獣で人工繁殖技術が確立されており、安定的な供給が可能な種であるヤマドリ、キジを計画的に放鳥し、自然界での繁殖を促進させ、生息数の増加を図る。放鳥はヤマドリ、キジの生息適地であって生息数の増加が必要と認められる鳥獣保護区及び休猟区内で行う。また、放鳥の効果を測定するため、放鳥するヤマドリ、キジには標識(足環)を装着し、放鳥後の捕獲状況調査を行うなど、生息状況を調査する。放鳥するヤマドリ、キジは、病原体の伝播等により人や鳥獣に悪影響を及ぼすおそれがないものとし、特に高病原性鳥インフルエンザが発生している際には、放鳥事業用のヤマドリ、キジの養殖業者に対して、衛生管理の徹底や個体についての健康状態の確認等の要請を検討するとともに、放鳥実施の一時的な見合わせの必要性についても検討する。

なお、獣類については、生態系に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、人工繁殖個体の放獣は行わない。

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の区分と保護管理の考え方

(1) 希少鳥獣

環境省レッドリスト及び岐阜県レッドデータブックにおいて保護管理上重要な野生生物として絶滅危惧Ⅰ（A・B）類及びⅡ類に分類されている鳥獣とする。適切な保護管理のため、自然環境保全基礎調査及び個別の種ごとの調査等により生息状況や生息環境の把握に努める。特に、絶滅のおそれがある鳥獣については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「種の保存法」という。）に基づくとともに、岐阜県希少野生生物保護条例により種の指定及び捕獲等の禁止を行い、必要に応じて保護増殖事業を実施することにより、種及び地域個体群の保存を図る。

(2) 狩猟鳥獣

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第2条第3項により環境省令で定められた鳥獣とする。適切な保護管理のため、自然環境保全基礎調査及び個別の種ごとの調査により生息状況等の把握に努める。また、関係行政機関等から情報収集及び関連する調査等を通じ、生活環境、農林水産業又は、生態系に係る被害状況の把握に努め、それらの結果から、必要に応じて捕獲の制限、有害鳥獣捕獲及び個体数の調整を目的とした捕獲等を行い、被害を防止するとともに個体群が存続するよう保護管理を推進する。ただし、狩猟鳥獣のうち、本来、我が国に生息地を有しておらず、人為的に海外から導入された種については(3)に準じた管理を図るものとする。さらに、被害防止の目的で捕獲等の対象となる狩猟鳥獣については、狩猟を活用しつつ、特定計画の積極的な実施により被害防止及び地域個体群の存続を図る。

(3) 外来鳥獣等

本来、岐阜県内に生息地を有しておらず、人為的に外部から導入され、生態系に係る被害が生じている鳥獣とする。自然環境保全基礎調査及び個別の種ごとの調査等により生息状況等の把握に努める。また、特定外来生物による生態系等に係る被害防止に関する法律（以下「外来生物法」という。）に基づき指定され、農林水産業又は生態系等に係る被害を及ぼす外来鳥獣については、当該外来鳥獣を根絶又は抑制するための積極的な狩猟及び有害鳥獣捕獲を推進し被害の防止を図る。

(4) 一般鳥獣

希少鳥獣、狩猟鳥獣及び外来鳥獣等以外の鳥獣とする。適切な保護管理のため、自然環境保全基礎調査及び個別の種ごとの調査等により生息状況等の把握に努める。また、全国的な分布動向、地域個体群の極端な増加又は減少、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じて、希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護管理に準じた対策を検討する。特に生息数が著しく増加又は減少している一般鳥獣については、特定計画の作成及び実施により、被害の防止や地域個体群の存続を図る。

2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

(1) 許可しない場合の基本的考え方

法第9条に規定される鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等について、次の場合には許可しない。

- ① 捕獲後の処置の計画等に照らして、明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合。
- ② 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させたり等、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがある場合。ただし、外来鳥獣等により生態系に係る被害が生じている地域又は新たに外来鳥獣等の生息が認められ、今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合はこの限りでなく、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な捕獲を図るものとする。
- ③ 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させる等、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがある場合。
- ④ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合。

- ⑤ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は、特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険予防若しくは法第9条第3項第4号に規定する指定区域（以下「指定区域」という。）の静穏の保持に著しい支障が生じる場合。
- ⑥ 法第36条及び同法施行規則第45条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。

(2) 許可する場合の基本的考え方

① 学術研究を目的とする場合

学術研究（環境省足環を用いる標識調査を含む。）を目的とする捕獲等又は採取等は、当該研究目的を達成するために不可欠な必要最小限のもの（外来鳥獣等に関する学術研究にあつては適切なもの）であつて、適正な研究計画の下でのみ行うもの。

② 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（以下第四において「被害」という。）が現に生じている又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うもの。特に、外来鳥獣については当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な捕獲を図る。

③ 特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整を目的とする場合

個体数調整を目的とした捕獲等又は採取等は、人と鳥獣との適切な関係の構築を目指した科学的・計画的な保護管理の一環として、地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図るために必要な範囲内で行うもの。

④ その他特別な事由を目的とする場合

上記以外の特別な事由を目的とした捕獲等又は採取等に関しては、原則として次の事由に該当するものを対象とする。

1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

鳥獣行政事務担当職員が職務上の必要があつて捕獲又は採取する場合。

2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

鳥獣行政事務担当職員や自然保護員等が傷病鳥獣を保護する目的で捕獲する場合。

3) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

博物館、動物園等の公共施設において飼育展示するために捕獲又は採取する場合。

4) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的

鳥類の人工養殖を行っている者が、遺伝的劣化を防止する目的で野生の個体を捕獲又は採取する場合。

5) 鵜飼漁業への利用

鵜飼漁業者が漁業に用いるためにウミウ又はカワウを捕獲する場合。

6) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

伝統的な祭礼行事等に用いる場合。

7) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的

環境教育に利用する目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的として捕獲等又は採取等する場合。

(3) わなの使用にあつての許可基準

わなを使用した捕獲許可申請においては、以下の基準を満たすものとする。ただし、①1)のくくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期及びツキノワグマの生息状況等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、以下によらないことができる。

① 獣類の捕獲を目的とする許可申請の場合（③の場合は除く）

- 1) くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。
- 2) とらばさみを使用した方法での許可申請の場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであること。

- ② イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合
くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、①1)の規制に加えて、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。
- ③ ツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合
はこわなに限る。
- (4) 許可にあたっての条件の考え方
捕獲等又は採取等の許可にあたっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法等について付す。特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付す。
- (5) 許可に関する事務の処理の市町村への移譲
県内各地に生息しており、それぞれの市町村において捕獲等の許可がなされても、これにより種の存続を脅かされるおそれの少ない鳥獣については、捕獲等の許可に関する事務の迅速他対応と住民サービスの向上が図られることから、引き続き岐阜県事務処理の特例に関する条例（平成12年岐阜県条例第4号）に基づき捕獲等の許可に関する事務の処理を市町村長に移譲する。
- (6) 捕獲実施にあたっての留意事項
捕獲等又は採取等の実施にあたっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等への周知を図らせる。
また、わなの使用にあたっては、法第9条第12項に基づき、猟具ごとに住所、氏名、許可権者、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識の装着等を行うこととする。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできる。
なお、ツキノワグマの錯誤捕獲のおそれがある場合については、特別の理由が無い限りツキノワグマが脱出可能な脱出口（最短幅30センチメートル以上の穴）を設けたはこわなや囲いわなを使用する。併せて、わな設置によりツキノワグマを誘引することにつながらないように、その設置場所や撒き餌の種類等には十分留意する。
- (7) 捕獲物又は採取物の処理等
捕獲物等は、捕獲目的に照らして、特に次の点に留意し適正に処理する。
- ① 捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法を用いて適切に実施する。
 - ② 捕獲物の処理方法については、鳥獣捕獲許可申請書に明記させるとともに、特に団体捕獲にあつては、安易に捕獲従事者に一任しないこと。また、捕獲許可申請書に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについて、あらかじめ申請者に対して十分周知を図る。さらに、非狩猟鳥獣の捕獲個体を生きたまま飼養又は譲渡する場合は、法令に基づき飼養登録を受けるよう指導する。
 - ③ 捕獲物等は、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことがないように、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設し、山野に放置することのないよう指導する（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として法施行規則第19条で定められた場合を除く。）。
 - ④ 捕獲物等が、鳥獣の保護管理に関する学術研究、環境教育等に利用できる場合は努めてこれを利用するよう指導する。
 - ⑤ 捕獲物等は、違法なものと誤認されないように指導する。特に、ツキノワグマ及びニホンカモシカについては、違法に輸入されたり国内で密猟されたりした個体の流通を防止する観点から、目標印（製品タグ）の装着により、国内で適法に捕獲された個体であることを明確にさせる。
 - ⑥ 錯誤捕獲した個体については原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣の検討を行うことなどをあらかじめ申請者に対して十分周知を図る。ただし、錯誤捕獲された外来鳥獣等の放鳥獣は適切でないことから、生態系に被害を及ぼしている外来鳥獣等が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲許可申請を行うよう指導し、適切に対応するよう努める。
- (8) 捕獲等又は採取等の情報の収集

鳥獣の保護管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため適当と認める場合には、捕獲等又は採取等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、捕獲物又は採取物、捕獲努力量等についての報告を、必要に応じて写真又はサンプルを添付させる等して求める。また、錯誤捕獲の情報についても収集に努める。

特に、傷病鳥獣の保護捕獲においては、上記のような捕獲データの収集、収容個体の計測・分析等を積極的に進め、保護管理のための基礎資料としての活用を図る。

また、必要に応じて、捕獲等又は採取等の実施への立ち会い等によりそれらが適正に実施されるように対処する。

(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

希少鳥獣等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うものとし、継続的な捕獲が必要となる場合は、生息数や生息密度の推定に基づき、捕獲数を調整する等、適正な捕獲が行われるよう指導する。このような場合、有害鳥獣捕獲と紛らわしい形態を装った不必要な捕獲等の生じることがないように各方面を指導するとともに、地域の関係者の理解の下に、捕獲した個体を被害等が及ぶ恐れのない地域へ放鳥獣させる等、生息数の確保に努めることも検討する。

3 学術研究を目的とする場合

(1) 学術研究

① 研究の目的及び内容

次の1)から4)までのいずれにも該当するものであること。

- 1) 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。
- 2) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。
- 3) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。
また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであること。
- 4) 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、原則として、一般に公表されるものであること。

② 許可対象者

理学、農学、医学、薬学等に関する研究調査を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者。

③ 鳥獣の種類・数

必要最小限の種類又は数（羽、頭、個）。ただし、外来鳥獣等に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数（羽、頭、個）とする。

④ 期間

1年以内。

⑤ 区域

必要最小限の区域とし、原則として、特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域（当該区域において特定猟具に指定されている猟具を使用する場合に限る。）並びに法施行規則第7条1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。

⑥ 方法

次の各号に掲げる条件に適合するものであること。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

- 1) 法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法ではないこと。
- 2) 殺傷又は損傷（以下、「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

⑦ 捕獲等又は採取等後の処置

原則として、次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

- 1) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

- 2) 個体識別のため、指切り、ノーズタグの装着等の鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置を行わないこと。
- 3) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、目的を達成するために当該措置が必要最小限であると認められるものであること。
 なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が鳥獣観察情報の収集に広く活用できる場合には、標識の情報を公開するよう努める。
- (2) 標識調査（許可対象者、鳥獣の種類・数、期間、区域、方法）
 - ① 許可対象者
 国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼を受けた者を含む。）。
 - ② 鳥獣の種類・数
 原則として、標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、同各1,000羽以内、その他の者においては同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。
 - ③ 期間
 1年以内。
 - ④ 区域
 原則として、法施行規則第7条1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。
 - ⑤ 方法
 原則として、網、わな又は手捕とする。

4 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

(1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

有害鳥獣捕獲は、被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行う。ただし、外来鳥獣等についてはこの限りではない。

その捕獲は、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行う。有害鳥獣捕獲の実施にあたっては、関係部局等との連携の下、被害防除施設の整備、未収穫物の撤去等の被害防除対策等が総合的に推進されるよう努める。

また、農林水産業等と鳥獣の保護との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体数管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努める。

(2) 鳥獣による被害発生予察表の作成

① 予察表

過去の被害発生状況から、加害鳥獣名、被害農林水産物等、被害発生時期、被害発生地域の関係は次の予察表に示すとおりである。

(第10表)

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期												被害発生地域	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
カラス	野菜・果樹・穀類・花卉類・生活環境	←												→	岐阜、西濃、中濃、東濃、飛騨
カラス（卵）	送電線	←		→											中濃
スズメ	水稲	←												→	岐阜、西濃、中濃、飛騨
ヒヨドリ															

ムクドリ	生活環境					←			→					岐阜
カワラバト(ドバト)	穀類、野菜、 生活環境	←												西濃、飛騨
キジバト	穀類、生活環境					→							←	西濃
サギ類		←												飛騨
カワウ	河川魚	←												岐阜、西濃、中濃、東濃、 飛騨
カモ類	水稲苗	←	→											
ニホンジカ	水稲・野菜・ 果樹・造林木	←												岐阜、西濃、中濃、飛騨
ヌートリア	水稲・野菜・ 生活環境・雑 穀	←												岐阜、西濃、中濃、東濃
アライグマ	野菜・果樹・ 雑穀・生活環 境	←												岐阜、西濃、中濃、東濃
イノシシ	水稲・野菜・ 果樹・雑穀・ 芝生・生活環 境	←												岐阜、西濃、中濃、東濃、 飛騨
ニホンザル	水稲・野菜・ 穀類・造林木 ・特用林産 物・果樹・牧 草	←												岐阜、西濃、中濃、東濃、 飛騨
ハクビシン	野菜・果樹・ 生活環境	←												岐阜、西濃、中濃、東濃、 飛騨
ノウサギ														
タヌキ	野菜、果樹、 生活被害								→				←	西濃、飛騨
ツキノワグマ	造林木、果 樹、生活環境	←						→						岐阜、西濃、飛騨
ニホンカモシカ	造林木・野 菜・水稲	←												中濃、東濃、飛騨

② 予察表に係る方針等

上記予察表に示された鳥獣を有害鳥獣捕獲により捕獲する場合で、生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合(外来鳥獣等はこの限りでない)には、過去の被害発生状況に関する客観的なデータをもとに、被害が発生する前に捕獲計画を立てて、それに基づき該当種を一定数捕獲し、未然に被害を抑制することができるものとする(以下「予察捕獲」という。)

予察捕獲を実施するにあたっては、鳥獣の種類別、地域別に予察表(以下「予察情報台帳」という。)を作成する。予察情報台帳の作成にあたっては、過去3年間の鳥獣による被害等の発生状況及び鳥獣の生息状況について、地域の実情に応じ必要がある場合は、学識経験者等科学的見地から適切な助言及び指導を行うことができる者の意見を聴取しつつ、調査及び検討を行う。また、予察情報台帳においては、被害発生のおそれがある地区ごとに、農林水産物等の被害状況、鳥獣の生息状況の推移等を勘案し、被害・影響の発生地域、時期等を予察する。

なお、予察表に係る被害等の発生状況については、毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整する等、予察捕獲の科学的・計画的実施に努める。

③ 予察捕獲の許可基準

1) 予察捕獲ができる場合

有害鳥獣捕獲のうち、生息数を低下させる必要があるほどの激甚な農林水産物や生活環境への被害が、過去3年以上にわたり同じ時期に、同じ地域で、同じ鳥獣が原因で発生している場合。

2) 予察捕獲を行うことができる者

地方公共団体及び平成15年4月16日付け環境省告示第62号に定める法人。

3) 予察捕獲の対象種

原則として、ツキノワグマ、ニホンカモシカを除く上記予察表に示されている鳥獣とするが、それ以外の有害鳥獣捕獲対象種も対象とする。ただし、地域的に孤立しており、地域レベルでの絶滅のおそれの高い地域個体群は対象種としない。

4) 予察捕獲台帳の整備

予察捕獲を許可しようとする場合は、許可権者はあらかじめ予察情報台帳を作成する。市町村長は予察捕獲を実施しようとする前年度の3月末日までに所管の振興局長に届け出る。

5) その他

予察捕獲の対象区域、申請1件あたりの許可数量、許可期間及びその他の許可基準は(4)②による。

(3) 鳥獣の適正管理の実施

① 方針

近年、鳥獣による農林水産物への被害や生活環境の悪化等、人との軋轢は増加傾向にある。また、外来鳥獣等による生態系への悪影響も懸念されている。

農林水産業の振興、生活環境の改善及び生態系の保全とこれら鳥獣の保護との調和を図るため、鳥獣の生息状況や被害状況を適切に把握するとともに、関係部局、市町村及び関係団体等が連携を図り、適切な管理に努める。

② 防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画

(第11表)

対象鳥獣名	年度	防除方法の検討、個体数管理の実施等	備考
ニホンジカ イノシシ ツキノワグマ	平成24～28年度	・資料収集及びその解析 ・検討会での検討及び調査 ・検討結果に基づく指針等の作成	

ニホンザル カモシカ カワウ等		<ul style="list-style-type: none"> ・ 生息状況、被害状況の把握 ・ 検討会での検討及び検討結果に基づく管理計画の策定 ・ 研究者、市町村、猟友会等への協力要請 ・ 管理実施体制整備 ・ 実施に際してのモニタリング体制 	
-----------------------	--	---	--

(4) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

① 方針

有害鳥獣の捕獲についての許可基準は、鳥獣による農林水産物への被害や生活環境への影響、人身への危害、植生の衰退、在来種の圧迫若しくは在来鳥獣との交雑等の自然生態系の攪乱が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために迅速かつ効果的な捕獲が実施できることを基本として設定する。捕獲の実施にあたっては、加害鳥獣の種類、被害発生時期及び被害の実態等と当該地域の鳥獣の生息状況等を勘案し、被害防除の実施又は追い払い等によっても被害等が防止できない場合に認める。ただし、外来鳥獣はこの限りでない。捕獲許可数は必要最小限とする。生息数が少ない鳥獣の捕獲には特に慎重に扱い、捕獲に名を借りた違反を生じることが無いように注意する。イノシシ及びニホンジカによる農林水産業被害が激甚な地域については、あらかじめ捕獲隊を編成し、速やかに捕獲実施ができるようにする。

ツキノワグマについては、全国的に個体数の減少が懸念されていることから、保護の観点から県が作成した「ツキノワグマ捕獲マニュアル」及び「学習放獣マニュアル」に基づき、市町村は捕殺に限定せず、可能な限り生捕り及び奥山放獣の実施に努める。

② 許可基準

1) 許可権者

知事とする。ただし、岐阜県事務処理の特例に関する条例第2条の別表第1で規定する鳥獣種の捕獲については市町村長とする。

2) 許可の区分

団体捕獲・・・国、地方公共団体及び平成15年4月16日付け環境省告示第62号に定める法人（以下「団体等」という。）が行う捕獲。

国有林捕獲・・・森林管理署がその所管する国有林野及び苗畑において行う捕獲。

個人捕獲・・・上記以外が行う捕獲。

3) 捕獲従事者

団体捕獲

ア 団体捕獲に従事することができる者は、次の i 又は ii による。

i 当該申請の捕獲方法に該当する狩猟者登録を受けている者又は前年度に登録を受け、現に有効な狩猟免許を交付されている者。

ii 当年度又は前年度に当該申請の捕獲方法に該当する有害鳥獣の捕獲に従事した者で、現に有効な狩猟免許を交付されている者。

ただし、はり網を使用してノウサギ、ユキウサギを捕獲する場合及びわなを使用してツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ及びニホンザル以外の狩猟鳥獣、外来鳥獣及び一般鳥獣を捕獲する場合は上記によらない。

イ 銃器を使用する場合にあっては、アのほか銃砲刀剣類所持等取締法上、有害鳥獣捕獲の用途に供するために銃砲の所持を許可されている者であり、かつ狩猟者保険又は狩猟事故共済に加入している者であること。

ウ アの i、ii に該当する者の指導のもとに従事する場合にあっては、アの i、ii に該当する従事者数と同数の範囲内において、現に有効な狩猟免許を交付されている者を含むことができる。

エ わなによる捕獲に限り、当該免許を受けていない者で、団体等が実施する講習会に参加することにより捕獲時の役割が理解され、捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる者は、補助者として上記アの従事者に加えることができる。この場合、補助者はアの i、ii に該当する従事者の指導のもと、わなの見回りや餌の補充等の補助作業を行うものとする。

国有林捕獲 ア 当該森林管理署から依頼を受けた者で、当該申請の捕獲方法に該当する狩猟者登録を受けている又は前年度に登録を受け、現に有効

な狩猟免許を交付されている者、若しくは森林管理局(署)で開催する「鳥獣保護及び狩猟に関する研修」を過去3年以内に受けた者。
 イ 団体捕獲の場合のアのただし書き、イ及びウを準用する。

個人捕獲 被害者又は被害者から依頼を受けた者。ただし、イノシシ、ニホンジカ及びニホンザルを法定猟具により捕獲する場合にあっては、団体捕獲の場合のアの i、ii を準用する。

4) 捕獲実施区域

捕獲実施をする区域は必要最小限とする。ただし、特に被害が広域にわたっている場合は、その区域を含む旧市町村（平成15年3月31日時点の岐阜県内99市町村及び長野県山口村）単位とするなど必要に応じて設定する。また、アライグマ、ヌートリア、台湾リスの根絶又は抑制のための捕獲に関しては、必要と認められる区域とし、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルの個人捕獲については、被害地内で行うこととする。

5) 申請1件あたりの許可頭数

捕獲許可数量は、被害防除の目的を達成するための最小限の頭（羽、個）数とする。なお、次の表に定める数を超えてはならない。
 (第12表)

区 分		団体捕獲・国有林捕獲	個人捕獲
鳥類 (羽)	スズメ	特に定めない	
	カラス、カワラバト(ドバト)、ムクドリ	各 200	各 10
	ヒヨドリ	100	
	カワウ	特に定めない	
	その他の鳥類	各 50	各 5
鳥類の卵(個)		特に定めない	
獣類 (頭)	ノウサギ、ユキウサギ	100	各 10
	イノシシ	特に定めない	
	ニホンジカ	特に定めない	
	ツキノワグマ	3	認めない
	ニホンザル	20	各 2
	シマリス	10	
	ノイヌ、ノネコ	特に定めない	
	ネズミ、モグラ		
	アライグマ、ヌートリア、台湾リス、ハクビシン、チョウセンイタチ		
	その他の獣類	各 2	各 2

6) 許可の期間

ア 許可の期間は次に定める期間の範囲内で、原則として被害の期間内とし、かつ、できる限り短期間とする。

(第13表)

区 分		団体捕獲・国有林捕獲	個人捕獲
銃 器	鳥類	カラス、カワラバト(ドバト)	/
		カワウ	
		90日 以内	
		365日 以内	

	獣類	その他の鳥類	30日 以内	/
		ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ	90日 以内	
		その他の獣類	30日 以内	
わな	鳥類	カラス、カワラバト（ドバト）	180日 以内	
		カワウ	365日 以内	
		その他の鳥類	16日 以内	
	獣類	ニホンザル	180日 以内	
		イノシシ、ニホンジカ	365日 以内(※1)	
		その他の獣類	60日 以内	
その他	鳥類	16日 以内		
	獣類	30日 以内		
鳥類の卵の手捕りによる採取			特に定めない	

(※1) イノシシ及びニホンジカのわなによる捕獲について、団体捕獲の「止めさし」に限り銃器の使用を認める。

イ アにかかわらず、航空機の安全な航行に支障を及ぼす鳥獣の飛行場の区域内での捕獲は365日以内とする。

ウ ア及びイにかかわらず次の期間は原則として許可しないものとし、当該鳥獣の繁殖期間に十分配慮する。

i 愛鳥週間の期間 5月10日から5月16日まで
ただし、イノシシ、ニホンジカの捕獲はこの限りでない。

ii ガン・カモ・ハクチョウ類の生息調査日。
ただし、湖沼及び河川以外での捕獲又は銃器を用いない捕獲はこの限りでない。

iii 狩猟期間及びその前後15日間。

ただし、カラス、カワラバト(ドバト)、キジバト、ヒヨドリ、ムクドリ、カワウ、ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、アライグマ、ヌートリア、タイワンリスの捕獲及び国有林野事業経営に伴うノウサギ、ユキウサギの捕獲はこの限りでない。

7) 許可基準の特例の調整

知事及び市町村長は、3)、4)、5)、6)ア及びウの許可基準の運用において、効果的な捕獲の実施が極めて困難であると認められる相当の事由があるときは、許可基準を超えて許可できる。ただし、市町村長にあっては、その都度当該許可が鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれの有無、住民の安全確保等について、振興局長と調整を図る。

8) 捕獲方法

ア 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等は、法第9条第1項第3号、第12条第1項第3号及び第36条で禁止する猟法以外の猟法とする。ただし、鳥類のわなによる捕獲及びツキノワグマのはこわなによる捕獲はできる。

イ 獣類の捕獲を目的とするならばさみを使用した捕獲は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長が12センチメートルを超えないもので、衝撃緩衝器具を装着した場合のみ許可する。

ウ ツキノワグマの錯誤捕獲のおそれがある場合は、特別の理由が無い限りツキノワグマが脱出可能な脱出口（最短幅30センチメートル以上の穴）を設けたはこわなや囲いわなを使用する。併せて、わな設置によりツキノワグマを誘引することにつながらないように、その設置場所や撒き餌の種類等には十分留意する。

エ 空気銃を使用した捕獲は、対象鳥獣を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるので、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、使用する空気銃の性能及び対象鳥獣の大きさ等を考慮し、取り逃がす危険性が少ない状況において使用する場合についてはこの限りでない。

オ わな等を許可する場合には、従事者が適正に管理できる設置数とする。ただし、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルの個人捕獲の場合は、1申請につき、わな2箇所のみ設置できる。

カ 法第15条第1項に基づく鉛製銃弾を対象とした指定猟法禁止区域及び法第12条第1項又は第2項に基づき実施している鉛製銃弾の使用禁止区域においては、禁止された鉛製銃弾は使用しない。また、猛きん類の鉛中毒を防止するために、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造及び素材の銃弾は使用しないように努める。

キ 有害鳥獣捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法を採用する場合は、被害等の発生の遠因とならないように努める。

(5) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

① 方針

被害が恒常的に予想される地域にあっては、加害鳥獣の捕獲を行う団体等は、あらかじめ確かな捕獲従事者をもって捕獲隊を編成するなど、捕獲体制の整備を行う。編成する捕獲隊は、捕獲技術の優れた者、捕獲のために出動可能な者を中心とし、さらに、(4)②3)エに示される補助者を従事者に加えるなど捕獲従事者の養成、確保に努める。また、一市町村での編成が困難な場合等においては、市町村の境界を超えた広域捕獲隊を編成し捕獲従事者の確保に努める。この他、従来を取組に加え、市町村又は農林事業団体の職員を新たな捕獲の担い手として育成する取組を推進するよう指導する。

② 指導事項の概要

1) 共通の事項

ア 網、わなを使用する場合にあっては、法第9条第12項に基づいて1張又は1個ごとに住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識を付け、適切な管理をする。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等の方法で標識を設置する方法によることもできる。

イ 捕獲従事者は腕章を着用して捕獲に従事する。

2) 団体捕獲

ア 適時適切な捕獲が実施できるよう、あらかじめ必要に応じた人数の捕獲隊を編成する。

イ 捕獲隊に隊長を置くとともに、新たに狩猟免許を取得した者を捕獲隊に加える場合は、捕獲技術の習得のため狩猟経験者と行動を共にさせるなど、事故防止に万全を期する。

ウ 捕獲隊に狩猟免許を持たない補助者を加える場合は、団体等が開催する講習会にその者を参加させ、捕獲時の役割の理解や、安全性の確保等に努める。

3) 国有林捕獲

ア 捕獲を実施するにあたっては、必要最小限の捕獲者を選任するとともに責任者を置く。

イ 捕獲区域が民有林に及ぶ場合は、当該市町村に協議して実施する。

5 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合

個体数調整を目的とした捕獲等又は採取等の許可は、以下の許可基準によるほか、特定計画の目的が適正に達成されるように行う。

(1) 許可対象者

特定計画の対象区域内の市町村長。特定計画に準ずる内容の計画を策定した市町村長。

(2) 鳥獣の種類・数

捕獲等又は採取等の数は、特定計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭、個）とする。

(3) 期間

① 特定計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とする。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、特定計画の内容を踏まえ適切に対応する。

② 捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるように考慮する。

- ③ 狩猟期間中及びその前後における許可については、当該期間における捕獲の必要性を十分に審査し、適切に対応する。
- (4) 区域
特定計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とする。
- (5) 方法
有害鳥獣の捕獲許可基準で定めた方法(4)②8)による。
- 6 その他特別の事由の場合
それぞれの事由ごとの許可の範囲については、原則として次の基準による。
- (1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的
- ① 許可対象者
国又は地方公共団体の鳥獣保護行政事務担当職員（現地機関の職員を含む。）
 - ② 鳥獣の種類・数
必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）
 - ③ 期間
1年以内
 - ④ 区域
申請者の職務上必要な区域。
 - ⑤ 方法
法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。
- (2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的
- ① 許可対象者
国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（現地機関の職員を含む。）、自然保護員その他特に必要と認められる者（動物病院勤務獣医師等）。
 - ② 鳥獣の種類・数
必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）
 - ③ 期間
1年以内
 - ④ 区域
必要と認められる区域。
 - ⑤ 方法
法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。
- (3) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的
- ① 許可対象者
博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者。
 - ② 鳥獣の種類・数
必要最小限の種類及び数（羽、頭、個）
 - ③ 期間
6か月以内。

- ④ 区域
法施行規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。
- ⑤ 方法
原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。
- (4) 愛がんのための飼養の目的
愛がんのための飼養を目的とする捕獲は認めない。
- (5) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止
 - ① 許可対象者
鳥獣の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者。
 - ② 鳥獣の種類・数
人工養殖が可能と認められる種類で必要最小限の数（羽、個）とし、放鳥を目的とする養殖の場合は放鳥予定地の個体とする。
 - ③ 期間
6か月以内。
 - ④ 区域
法規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。
 - ⑤ 方法
網、わな又は手捕。
- (6) 鵜飼漁業への利用
 - ① 許可対象者
鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者。
 - ② 鳥獣の種類・数
必要最小限。
 - ③ 期間
6か月以内。
 - ④ 区域
法規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。
 - ⑤ 方法
手捕。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
- (7) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的
 - ① 許可対象者
祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為（いずれも現在まで継続的に実施されてきたものに限る。）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者（登録狩猟等他の目的による捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。）
 - ② 鳥獣の種類・数
必要最小限。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする（致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。）
 - ③ 期間
30日以内。
 - ④ 区域
法規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

⑤ 方法

原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

(8) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的

捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断する。なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とした捕獲等又は採取等は、3に定める学術研究に準じて取り扱うものとする。特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、当該調査結果の使途も考慮した上で判断する。

7 鳥類の飼養登録

(1) 方針

鳥類の違法な飼養が依然として見受けられることに鑑み、以下の点に留意しつつ個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう努める。

- ① 登録票の更新は、飼養個体と装着許可証（足環）を照合した上で行う。
- ② 平成元年度の装着許可証（足環装着）導入以前から更新されている等の長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認すること等により、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行う。
- ③ 装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真、足の状態等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行う。
- ④ 平成23年度以前に愛がん飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届け出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより1人が多数の飼養をする等、不正な飼養が行われないようにする。また、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われないよう適正な管理に努める。

(2) 飼養適正化のための指導内容

違法飼養をなくすため、県広報紙及び市町村広報紙等により、広く住民に対する野鳥の飼養登録制度の普及啓発を行い、自然保護員による巡視指導を強化し、徹底を図る。

8 販売禁止鳥獣等

(1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可にあたっては、以下の(1)及び(2)のいずれにも該当する場合に許可する。

- ① 販売の目的が法施行規則第23条に規定する目的に適合すること。
- ② 捕獲したヤマドリ等の食用品としての販売等、販売されることによって違法捕獲又は捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるものでないこと。

(2) 許可の条件

販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所等とする。

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 方針

特定猟具使用禁止区域は、特定猟具（銃器及びわな）の使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具の使用を禁止する区域である。第10次鳥獣保護事業計画においては、散弾銃、ライフル銃及び空気銃等の銃器を用いた狩猟による危険防止のため、住民の散策や野外レクリエーションの場として利用されている区域を中心に銃猟禁止区域の指定を行い、終了時には131箇所、68,115haが指定されている。

市街地、人家稠密な場所及び衆人群衆の場所等における銃猟については法第38条で禁止されているが、県民の安全を確保するため、当該地区が銃猟を禁止する特定猟具（銃猟）使用禁止区域に指定されていない場合は、積極的に指定する。また、社寺境内及び墓地等静穏を保持する必要がある場所についても、その指定に努める。

さらに、学校や通学路の周辺、自然観察路及び野外レクリエーション等の目的のため利用者が多いと認められる場所等、わな猟による事故発生のおそれがある場所については、特定猟具（わな猟）使用禁止区域に指定する。

なお、特定猟具使用禁止区域の指定期間は、社会的環境の変化を考慮し、原則として10年とし、第11次鳥獣保護事業計画の期間内に期間が満了する特定猟具使用禁止区域は、当該地区の土地利用状況を勘案し、原則として再指定を行う。

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

(第14表)

		既指定特定 猟具使用 禁止区 域(A)		本計画期間に指定する特定猟具使用禁止区 域(再指定は含まず)						本計画期間に区域拡大する特定猟具使用禁 止区域					
				24 年 度	25 年 度	26 年 度	27 年 度	28 年 度	計(B)	24 年 度	25 年 度	26 年 度	27 年 度	28 年 度	計(C)
銃猟に伴う 危険を予防 するための 区域	箇所	131	箇所	5	1	0	0	0	6	1	0	0	0	0	1
	面積	68,115ha	変動 面積	1,118 ha	517 ha	0ha	0ha	0ha	1,635ha	215 ha	0ha	0ha	0ha	0ha	215ha

		本計画期間に区域減少する特定猟具使用禁止区域						本計画期間に廃止または期間満了により消滅する特定猟具使用禁止区域						計画期間中の増減(減:△)*	計画終了時の特定猟具使用禁止区域**
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(D)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(E)		
銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	5	136
	面積	128ha	0ha	0ha	0ha	0ha	128ha	68ha	0ha	0ha	0ha	0ha	68ha	1,654ha	69,769ha

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

(第15表)

銃猟に伴う危険を予防するための区域					
年 度	特定猟具使用禁止区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称(特定猟具名)	指定面積	指定期間	備 考
平成24年度	岐阜市	岐阜ファミリーパーク(銃)	230ha	H24.11.1～H34.10.31	再指定
	山県市	武儀川(銃)	220ha	H24.11.1～H34.10.31	再指定
	海津市	大江川・前川池・森下(銃)	104ha	H24.11.1～H34.10.31	新設
	養老郡養老町	祖父江(銃)	30ha	H24.11.1～H34.10.31	再指定
	揖斐郡揖斐川町	遊らんど坂内(銃)	0ha	—	廃止(△68ha)
	揖斐郡池田町	池田町東・八幡地区(銃)	879ha	H24.11.1～H29.10.31	拡大変更(215ha)
	加茂郡富加町	滝田(銃)	40ha	H24.11.1～H34.10.31	再指定
	可児郡御嵩町	真名田(銃)	139ha	H24.11.1～H34.10.31	再指定
	可児市	帷子(銃)	350ha	H24.11.1～H34.10.31	新設
	可児市	矢戸(銃)	200ha	H24.11.1～H34.10.31	新設
	可児市	浅間(銃)	240ha	H24.11.1～H34.10.31	新設
	関市	坊地(銃)	178ha	H24.11.1～H34.10.31	再指定
	関市、岐阜市	保戸島(銃)	195ha	H24.11.1～H34.10.31	再指定
	関市	中池北(銃)	224ha	H24.11.1～H34.10.31	新設
	多治見市	池田南(銃)	552ha	H24.11.1～H34.10.31	再指定
	中津川市	中津川(銃)	1,037ha	H24.11.1～H34.10.31	再指定
	中津川市	福岡広恵寺(銃)	1ha	H24.11.1～H34.10.31	再指定
	恵那市	恵那(銃)	1,394ha	H24.11.1～H34.10.31	再指定(長島+恵那中央)
	恵那市	奥矢作湖(銃)	166ha	H24.11.1～H34.10.31	再指定

	恵那市	上矢作木ノ実(銃)	213ha	H24.11.1～H34.10.31	再指定
	高山市	高山西(銃)	1,061ha	H24.11.1～H34.10.31	再指定
	高山市	高山東(銃)	1,664ha	H24.11.1～H34.10.31	再指定
	飛騨市	船津(銃)	199ha	H24.11.1～H34.10.31	再指定
	飛騨市	数河(銃)	530ha	H24.11.1～H27.10.31	縮小変更(△128ha)
	下呂市	飛騨金山の森(銃)	54ha	H24.11.1～H34.10.31	再指定
計		25箇所	9,967ha		
平成25年度	山県市	伊自良(銃)	297ha	H25.11.1～H35.10.31	再指定
	山県市	椿野(銃)	170ha	H25.11.1～H35.10.31	再指定
	北方町	北方町(銃)	517ha	H25.11.1～H35.10.31	新設
	大垣市、不破郡関ヶ原町	平井(銃)	313ha	H25.11.1～H35.10.31	再指定
	中津川市	中垣外(銃)	316ha	H25.11.1～H35.10.31	再指定
	中津川市	蛭川西(銃)	154ha	H25.11.1～H35.10.31	再指定
	恵那市	中野方(銃)	115ha	H25.11.1～H35.10.31	再指定
	下呂市	中川原キャンプ場(銃)	2ha	H25.11.1～H35.10.31	再指定
	下呂市	東上田ダム湖(銃)	26ha	H25.11.1～H35.10.31	再指定
計		9箇所	1,910ha		
平成26年度	山県市	京ヶ洞(銃)	70ha	H26.11.1～H36.10.31	再指定
	可児市	広見(銃)	516ha	H26.11.1～H36.10.31	再指定
	養老郡養老町	池辺(銃)	103ha	H26.11.1～H36.10.31	再指定
	可児市	坂戸(銃)	54ha	H26.11.1～H36.10.31	再指定
	関市、美濃市	美濃カントリー(銃)	137ha	H26.11.1～H36.10.31	再指定
	関市	市原紋原(銃)	49ha	H26.11.1～H36.10.31	再指定
	中津川市	蛭川東(銃)	136ha	H26.11.1～H36.10.31	再指定
	恵那市	岩村分根(銃)	130ha	H26.11.1～H36.10.31	再指定
	恵那市	明智西山(銃)	667ha	H26.11.1～H36.10.31	再指定
	下呂市	初矢(銃)	80ha	H26.11.1～H36.10.31	再指定
	下呂市	金山中学校(銃)	80ha	H26.11.1～H36.10.31	再指定
計		11箇所	2,022ha		
平成27年度	岐阜市	太郎丸(銃)	68ha	H27.11.1～H37.10.31	再指定
計	瑞穂市	瑞穂市西南部(銃)	1,165ha	H27.11.1～H37.10.31	再指定
	瑞穂市	呂久(銃)	13ha	H27.11.1～H37.10.31	再指定
	大垣市	赤坂(銃)	875ha	H27.11.1～H37.10.31	再指定
	大垣市	大垣中北部(銃)	4,413ha	H27.11.1～H37.10.31	再指定
	海津市	木曾三川下流(銃)	1,250ha	H27.11.1～H37.10.31	再指定
	美濃加茂市	みのかも健康の森(銃)	191ha	H27.11.1～H37.10.31	再設定

	関市	田原(銃)	653ha	H27.11.1 ~ H37.10.31	再指定
	関市	中池(銃)	21ha	H27.11.1 ~ H37.10.31	再指定
	美濃市	横越(銃)	179ha	H27.11.1 ~ H37.10.31	再指定
	美濃市	テクノパーク(銃)	128ha	H27.11.1 ~ H37.10.31	再指定
	郡上市	中ノ棚(銃)	115ha	H27.11.1 ~ H37.10.31	再指定
	郡上市	西和良小中学校(銃)	26ha	H27.11.1 ~ H37.10.31	再指定
	多治見市	深山の森(銃)	20ha	H27.11.1 ~ H37.10.31	再指定
	中津川市	加子母(銃)	84ha	H27.11.1 ~ H37.10.31	再指定
	高山市	宮川(銃)	325ha	H27.11.1 ~ H37.10.31	再指定
	飛騨市	数河(銃)	530ha	H27.11.1 ~ H37.10.31	再指定
	下呂市	飛騨川公園(銃)	76ha	H27.11.1 ~ H37.10.31	再指定
計		18箇所	10,132ha		
平成28年度	郡上市	粥川(銃)	175ha	H28.11.1 ~ H38.10.31	再指定
	郡上市	上苅安中山(銃)	14ha	H28.11.1 ~ H38.10.31	再指定
	郡上市	赤池・杉原(銃)	76ha	H28.11.1 ~ H38.10.31	再指定
	郡上市	福野(銃)	50ha	H28.11.1 ~ H38.10.31	再指定
	中津川市	手賀野(銃)	610ha	H28.11.1 ~ H38.10.31	再指定
	中津川市	ふれあい牧場(銃)	44ha	H28.11.1 ~ H38.10.31	再指定
	恵那市	明智平柴(銃)	86ha	H28.11.1 ~ H38.10.31	再指定
	飛騨市	西忍(銃)	90ha	H28.11.1 ~ H38.10.31	再指定
	下呂市	向野(銃)	38ha	H28.11.1 ~ H38.10.31	再指定
計		9箇所	1,183ha		

2 特定猟具使用制限区域の指定

(1) 方針

休猟区の指定が解除された区域等、狩猟者の集中的な入猟により人身や財産への危険が予測される場合は、必要に応じ、当該区域を銃猟若しくはわな猟を制限する特定猟具使用制限区域に指定する。

3 猟区設定のための指導

(1) 方針

第10次鳥獣保護事業計画終了時で、県内に設定されている猟区は1箇所、面積は749haで、第12次鳥獣保護事業計画期間中に期間満了となる。本計画においては、猟区設定者からの毎登録年度終了後30日以内に猟区の成績報告書を提出させ、必要に応じて、猟区の適正な管理運営について指導する。

4 指定猟法禁止区域

(1) 方針

指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な区域であって環境大臣が指定する区域以外について指定する。

特に鉛製銃弾による鳥獣の鉛中毒が生じている、あるいは生じるおそれがある区域については、鳥獣の鉛中毒の状況等の現状を把握・分析し、関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定に努める。

また、鉛製銃弾以外であって、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じた時には、科学的かつ客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進める。

第六 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項

1 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針

特定計画は地域個体群について、科学的な見地を踏まえながら専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ明確な保護管理の目標を設定し、これに基づき、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策の保護管理事業を総合的に講じることにより、科学的、計画的な保護管理を広域的、継続的に推進し、地域個体群の長期にわたる安定的な保護を図ることにより、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成する。

計画の対象とする鳥獣は、個体数の著しい増加又は分布域の拡大により顕著な農林水産業被害等の人との軋轢が深刻化している鳥獣、個体数に著しい分布域の拡大により自然生態系のかく乱を引き起こしている鳥獣及び生息環境の悪化や分断等により地域個体群として絶滅のおそれが生じている鳥獣であって、長期的な観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護を図る必要があると認められるものとする。

計画期間は生息動向等の変化に機動的に対応できるよう原則5年間とするが、計画の有効期間内であっても、計画の対象となる鳥獣の生息状況等に大きな変動が生じた場合等は、必要に応じて計画の改定等を検討する。

計画の対象地域は、原則として行政界や明確な地形界を区域線として設定する。また、近隣県と連携して保護管理を進めることができるように協議・調整を行う。

保護管理の目標の設定にあたっては、科学的な知見及び各地の実施事例に基づき、適正な保護管理の目標を設定できるよう、必要に応じて当該地域個体群の生息動向、生息環境、被害状況、捕獲状況等について調査を実施する。保護管理の目標としては、当該地域個体群の個体数、生息密度、分布域、確保すべき生息環境、被害等の程度等の中から当該地域の個体群の生息状況、被害等の実態及び地域の特性に応じた必要な事項を選択し設定する。また、生息環境管理、被害防除対策についても、地域の農林業等に関する計画等との連携を通じて、適切な目標を設定するように努める。

目標の設定は、適切な情報公開及びモニタリングの実施やその結果の保護管理事業への反映によるフィードバックシステムの導入のもと、科学的な不確実性の補完及び専門家や地域の幅広い関係者の合意形成を図りつつ問題解決的な姿勢で進める。また、設定された目標については、保護管理事業の実施状況やモニタリング調査の結果を踏まえて、順応的に見直しを行う。

(第16表)

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
平成25年度	科学的・計画的な保護管理を実施することにより、地域個体群の長期にわたる安定的な維持及び人身被害の防止並びに農林業被害の軽減を図り、人との共存関係を構築する。	ツキノワグマ	H26.4.1～H31.3.31	県内全域	第1期計画を平成21年4月に策定済み
平成26年度	科学的・計画的な保護管理を実施することにより、地域個体群の長期にわたる安定的な維持及	イノシシ	H27.4.1～H32.3.31	県内全域	第1期計画を平成22年4月に策定済み

	び農業被害等の軽減を図り、人との共存関係を構築する。				
平成27年度	科学的・計画的な保護管理を実施することにより、地域個体群の長期にわたる安定的な維持及び農業被害等の軽減を図り、人との共存関係を構築する。	ニホンジカ	H28.4.1～H33.3.31	県内全域	第1期計画を平成23年4月に策定済み
平成28年度	科学的・計画的な保護管理を実施することにより、地域個体群の長期にわたる安定的な維持及び農業被害等の軽減を図り、人との共存関係を構築する。	ニホンカモシカ	H29.4.1～H34.3.31	県内全域	第4期計画を平成24年4月に策定

※各計画について、第1次鳥獣保護事業計画期間の終了時には、次期事業計画との整合を図る。

2 実施計画の作成に関する方針

特定計画を効果的・効率的に実施するため、必要に応じて市町村において実施計画を作成する。

第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

1 基本方針

鳥獣保護対策、狩猟対策及び有害鳥獣対策等の基礎資料とするために、県内に生息する鳥獣の種類、分布、生息数等について、大学、博物館、保護団体及び研究者等の協力を得て把握する。

なお、広域的な鳥獣の保護管理を進める上で、狩猟及び有害鳥獣捕獲等による捕獲等の位置情報は、生息状況の把握にもつながる有用な情報であることから、狩猟者登録証及び捕獲許可証返納時に記載されている捕獲場所の収集に努めるとともに、迅速かつ効果的に集積し、活用するための情報システムの整備及び活用を図る。

さらに、各種調査の実施にあたっては国土標準メッシュ及び鳥獣保護区等位置図に印刷されたメッシュを単位として収集し、必要に応じて県のホームページ等を活用し広く県民に情報提供を行う。

2 鳥獣保護対策調査

(1) 方針

第10次鳥獣保護事業計画期間中には、鳥獣生息調査や特定鳥獣保護管理計画モニタリング調査により、ツキノワグマ、ニホンジカ、ニホンカモシカの生息数等の状況の把握をしたが、今後も継続的かつ効果的な調査を実施する。

(2) 鳥獣生息分布調査

県内に生息する鳥獣のうち、農林水産物等に被害を与えるなど、人との軋轢が生じ、保護管理が必要となることが考えられる種について生息動向調査を実施する。

対象鳥獣名	調査年度	調査方法・内容
ツキノワグマ	H24, 25 H24～H28	ヘアトラップ法等を用いた生息状況調査 県民からの目撃情報や有害捕獲情報の収集及び現地調査
イノシシ	H26 H24～H28	目撃情報等の収集による生息状況調査 狩猟者からの捕獲及び目撃情報の収集及び現地調査 有害捕獲情報の収集
ニホンジカ	H27 H24～H28	糞塊密度法等を用いた生息状況調査 狩猟者からの捕獲及び目撃情報の収集及び現地調査 有害捕獲情報の収集
ニホンカモシカ	H28 H24～H28	区画法等を用いた生息状況調査 滅失届や捕獲情報の収集及び現地調査
ニホンザル	H24～H28	目撃情報や有害捕獲情報の収集及び現地調査
カワウ サギ類	H24～H28	県内のコロニーにおける生息数、繁殖状況調査

(3) 希少鳥獣等保護調査

岐阜県レッドデータブックに掲載されている絶滅が危惧される鳥類について、フィールド調査を中心とした生息分布調査を行い、保護施策等の基礎データとする。また、イヌワシ、クマタカ、オオタカ等の猛きん類を保護するために設置したワシタカ環境レンジャーからの情報収集に努める。

(4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

県内のガン、カモ、ハクチョウ類の渡来地について、その越冬状況を明らかにするために、環境省が実施する全国的な一斉調査を基本として、生息数や生態の調査を行う。

(第18表)

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	備考
県内の渡来地	H24～H28	ガン、カモ、ハクチョウ類の渡来地において、種別に個体数を目視により調査する。	

3 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

鳥獣保護区並びに休猟区の指定、管理等を適正に行うため、既に指定されている鳥獣保護区等において鳥獣の生息状況、生息環境、被害等の調査を行う。

(第19表)

対象保護区等の名称	調査年度	調査の種類・方法	備考
鳥獣保護区の更新箇所	更新年度	鳥獣の生息状況について、聞き取り調査及び現地調査を行い、指定の効果を把握する。	

4 狩猟対策調査

(1) 方針

狩猟の適正化を推進するため、狩猟鳥獣生息調査、放鳥効果測定調査、狩猟実態調査を実施する。

(2) 狩猟鳥獣生息調査

主要な狩猟鳥獣の生息状況、生息環境の変化及び捕獲等の状況を調査する。

(第20表)

対象鳥獣	調査年度	調査内容、調査方法	備 考
主要な狩猟鳥獣	H24～H28	狩猟者から捕獲情報、捕獲個体の性別、捕獲年月日等の捕獲状況の報告を収集し、鳥獣保護区等位置図に印刷されたメッシュ単位での情報整理を行い、捕獲状況を把握する。	

(3) 放鳥効果測定調査

放鳥するヤマドリ及びニホンキジに標識（足環）を付して、狩猟者等からの回収報告をもとに、当該地域での定着状況を調査し、放鳥による効果を測定する。

(第21表)

対象種類	調査年度	標識の種類	調査方法	備 考
ヤマドリ ニホンキジ	H24～H28	足環	回収された標識（足環）から、放鳥した地域での定着割合、年齢及び生息環境別の嗜好性を把握する。	足環には、県名の頭文字「岐」、放鳥年度（和暦）及び番号を記載する。

(4) 狩猟実態調査

狩猟者の狩猟期間における出猟日数、狩猟鳥獣の増減傾向に関する狩猟者の意識、可猟地域への狩猟者の立ち入り頻度等を調査する。

(第22表)

対象種類	調査年度	調査内容、調査方法	備 考
狩猟鳥獣	H24～H28	狩猟者を対象に聞き取り調査を行うとともに、必要に応じてアンケート調査を実施し、狩猟の実態を把握する。	

5 有害鳥獣対策調査

(1) 方針

農林水産物等の被害や生活環境への被害を及ぼす鳥獣の効果的な防除及び捕獲等の方法の確立に資する状況等を調査する。

(2) 調査の概要

対象鳥獣名	調査年度	調査内容、調査方法	備考
ツキノワグマ	H24, 25 H24～H28	ヘアートラップ法等を用いた生息状況調査 県民からの目撃情報や有害捕獲情報の収集及び現地調査	
イノシシ	H26 H24～H28	目撃情報等の収集による生息状況調査 狩猟者からの捕獲及び目撃情報の収集及び現地調査 有害捕獲の捕獲頭数及び捕獲位置情報調査	
ニホンジカ	H27 H24～H28	糞塊密度法等を用いた生息状況調査 狩猟者からの捕獲及び目撃情報の収集及び現地調査 有害捕獲の捕獲頭数及び位置情報調査	
ニホンカモシカ	H24～H28	特定鳥獣保護管理計画に基づくモニタリングとして、捕獲実施団地において現地調査を行い、ニホンカモシカの生息状況及び被害状況を把握する。	
ニホンザル	H24～H28	有害捕獲の捕獲頭数及び位置情報調査	
カワウ	H24～H28	代表的なねぐらについて生息数調査を行い、生息数の推移を把握する。	

第八 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

本庁及び現地機関を通じて、鳥獣保護事業の実施並びに適正な狩猟の指導及び各種の取り締まりを行うだけでなく、鳥獣による農林業被害等の軽減に向け被害防除、生息地管理、個体数管理について農政部局及び林政部局と連携を図るなど、体制の強化に努める。また、鳥獣保護行政の効果を高めるために、専門研究機関との連携を深め、担当職員の研修を行うなど専門知識の修得に努める。

(2) 設置計画

(第24表)

区 分	現 況			計画終了時			備 考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
本 庁 環境生活部清流の国ぎふづく り推進課 生物多様性担当	1人	3人	4人	1人	3人	4人	鳥獣保護事業全般 狩猟、密猟鳥等取り締まり 狩猟免許事務 狩猟者登録事務(県外分) 環境影響評価(鳥獣)指導事務
現地機関 県振興局(事務所) 環境課	0人	16人	16人	0人	16人	16人	鳥獣保護事業の一部 狩猟者登録事務(県内分) 狩猟、密猟鳥等の取り締まり 有害鳥獣捕獲許可事務 特別保護地区の制限行為許可事務

(3) 研修計画

(第25表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
野生生物保護研修	国	5月	1	全国	1人	鳥獣保護、狩猟業務に必要な専門的知識の修得	
野生鳥獣保護管理技術者研修	国	通年	3	全国	1人	特定鳥獣保護管理に関する専門的知識の修得	
鳥獣行政担当者会	県	4,9月	2	全県	20人	鳥獣行政全般について	
狩猟電算システム研修	県	5月	1	全県	20人	狩猟免許更新、狩猟者登録等の電算処理について	
ツキノワグマ保護管理研修	県	8月	1	全県	20人	ツキノワグマの出没、放獣等への対応について	

2 鳥獣保護員

(1) 方針

鳥獣保護その他の自然保護行政の事務を補助させるため、知事が任命した自然保護員による鳥獣保護及び狩猟のための調査、指導及び監視の実施により鳥獣行政を円滑かつ適正に推進する。

(2) 設置計画

(第26表)

基準設置数 (A)	平成23年度末		年度計画						
	人員(B)	充足率(B/A)	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(C)	充足率(C/A)
13人	13人	100%	13人	13人	13人	13人	13人	13人	100%

(3) 年間活動計画

(第27表)

活動内容	実施時期												備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
狩猟等標識の点検	←	→											
飼養鳥獣等の巡回指導		←	→										
有害鳥獣の被害調査						←	→					←	→
狩猟等標識の設置指導						←	→						
密猟防止指導							←	→					
狩猟事故防止巡視								←	→				

(4) 研修計画

(第28表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
自然保護員研修	県	5月	1	全県	13人	鳥獣保護及び自然保護行政に必要な知識	

3 保護管理の担い手の育成

(1) 方針

鳥獣の保護管理の強化が求められている地域においては、鳥獣の生息状況の継続的な把握、被害等の発生状況も踏まえた、有害鳥獣捕獲や個体数調整の適正かつ効果的な実施、地域住民への被害防止対策の普及等の活動を行い、保護管理の担い手となる人材の育成及び確保に努める。その一環として、鳥獣の保護管理の担い手として、鳥獣の生息状況の把握や個体数管理のための捕獲等又は採取等の活動を鳥獣等の生態を踏まえて実施することができる狩猟者の確保及び育成が図られるように、そのための研修等に努める。

(2) 研修計画

(第29表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
狩猟免許取得講習会	県	6月～8月	3	全県	150人	有害鳥獣捕獲及び狩猟による個体数調整の担い手の育成。	
狩猟事故防止研修会 (狩猟者向け)	県	9月～11月	30	全県	200人	猟銃の事故防止に係る研修。	

(3) 狩猟者の減少防止対策

狩猟者の減少及び高齢化が進んでいる実情を踏まえ、(社)岐阜県猟友会と連携を図りながら、その実態を詳細に把握するとともに、狩猟者の減少防止等のための対策を検討し、有効な対策を講ずる。

4 取締り

(1) 方針

法令違反の取り締まりにあたっては、特別司法警察員、自然保護員及び警察機関との連携を密にし、特に次の事項について重点的に取り締まる。

- ① 鳥獣保護区等の捕獲禁止区域における捕獲
- ② 狩猟期間の前後における網・わなの設置
- ③ 無許可飼養、特にカスミ網密猟用罠の飼養、カスミ網による密猟防止

(2) 年間計画

(第30表)

事 項	実 施 時 期												備 考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
捕獲禁止区域での捕獲								←	←	←	←	←	←	
狩猟期間前後網わな設置							←	←	←	←	←	←	←	
無許可飼養・カスミ網	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←
その他の法令違反	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←

5 必要な財源の確保

- ・鳥獣保護事業の財源として、狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に対し効果的な支出を図る。

第九 その他

1 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題

本県には、多種多様な鳥獣が生息しているが、開発等による生息環境の変化等に伴い、平成22年8月に改定した岐阜県レッドデータブック（動物編）改定版によると、哺乳類相で21種、鳥類相で33種の野生鳥獣が絶滅危惧種又は準絶滅危惧種として選定されるなど、危機的状況の改善が進まないという問題が生じている。他方では、イノシシやニホンジカ等の一部の野生鳥獣による農林水産業、生態系、生活環境等への被害が広がり、人間との間に大きな軋轢を生じさせている。県では、特定鳥獣保護管理計画を策定することにより、科学的なデータに基づいた保護管理の目標を設定し、個体数管理、生息環境管理、被害防除対策等を一体的に実施することにより、鳥獣の保護管理の推進を図ることとしている。

その中で、被害の発生等により、鳥獣保護区等の区域指定に対する地域住民の理解が得にくくなってきている現状について、適切な有害捕獲の実施や個体数調整捕獲の実施等の検討を進めつつ、野生鳥獣との共存に向けた更なる普及啓発が必要となってきている。

また、第一種銃猟免許所持者の減少や高齢化による、個体数管理への影響についても、その動向を注視し、捕獲等に従事できる者を育成するための施策を検討していくことが必要となってきている。

2 地形や気候等が異なる特定の地域についての取り扱い

国指定の鳥獣保護区である北アルプス鳥獣保護区及び白山鳥獣保護区には、標高2000mを超える高山帯地域が含まれている。近年、その保護区内の高山帯にイノシシ等が侵入し高山植物を掘り起こす被害発生が報告されている。そこで、環境省や関係団体と連携を強化する中で対応策について検討し、必要に応じて捕獲や除去に協力する体制づくりを行う。

3 狩猟の適正管理

狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は、猟法の制限、狩猟者の登録数の制限、狩猟に係る各種規制地域の指定等の各種制度を総合的に活用することにより、地域の実情に応じた狩猟を規制する場の設定又は狩猟鳥獣の捕獲数や期間の制限等を必要に応じてきめ細かに実施する。

また、各種制度の運用にあたっては、狩猟鳥獣の生息状況や土地利用に係る状況の変化を踏まえ、関係者の意見を聴取しつつ、機動的に見直す。

4 入猟者承認制度に関する事項

孤立した狩猟鳥獣の地域個体群であって、狩猟鳥獣による農林水産業等への被害が発生している場合等、地域個体群の個体数管理に特に配慮しつつ、被害対策への取り組みが必要な場合においては、地域の狩猟鳥獣の保護の見地から当該狩猟鳥獣の捕獲等について入猟者承認制度による地域個体群の保護管理を検討する。

5 傷病野生鳥獣救護の基本的な対応

(1) 方針

野生鳥獣は、生態系を構成する要素の一部であり、自然の中で生息することで健全な生態系の維持に重要な役割を担うという原則を踏まえ、公衆衛生・家畜衛生に関わる危機管理（高病原性鳥インフルエンザの発生等）を優先しつつ、絶滅が危惧される野生鳥獣を救護対象として当該種の保存を推進するために、傷病野生鳥獣救護を行う。

また、自然に生きる生物の命は、食物連鎖により支えられ、これが繰り返されることにより生態系が維持されていることに最大限配慮し、ペットなどの動物愛護とは異なることを念頭に置いて、傷病野生鳥獣の対応を通じて人と野生鳥獣との適切な関わり方を県民に普及啓発する。併せて、雛及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して救護することのないよう、普及啓発を図る。

県が救護する傷病野生鳥獣は、個体レベルでの保全が必要な絶滅危惧種であり、かつ野生復帰が見込まれる個体とし、優先して保護収容、治療及びリハビリテーション（以下、「リハビリ」という。）を行い、野生復帰を図る。

(2) 救護個体の取り扱い

救護個体の取り扱いは以下の考え方を基本として対応する。

- ① 収容にあたっては、法、種の保存法、外来生物法、動物の愛護及び管理に関する法律、文化財保護法等関係する法令の趣旨を踏まえ、必要な手続きを行う。
- ② 救護対象種の診察、治療、リハビリ及び野生復帰の可否の判定は、関係機関等の協力を得て行う。
- ③ 治療を受けた救護対象種のリハビリは、県の野生動物リハビリ施設を中心に行う。

6 安易な餌付けの防止

(1) 方針

鳥獣への安易な餌付けは、人の与える食物への依存、人馴れが進むこと等による人身被害、農作物被害、個体間の接触が進むことによる感染症の拡大、餌付けを行った者による感染症の伝播等の誘因となり、生態系や鳥獣の保護管理への影響を生じさせるおそれがある。

このため、地域における鳥獣の生息状況や鳥獣被害の発生状況を踏まえて、以下の点について留意し、鳥獣への安易な餌付けの防止について普及啓発等を積極的に推進する。

- ① 安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響について市民理解を得る。
- ② 観光事業者又は観光客による鳥獣への安易な餌付けの防止を図る。餌付けを実施する際は、高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の拡大又は伝播につながらないように十分な配慮を行う。
- ③ 鳥獣による生活環境や農林水産業等への被害を誘引する可能性が高まる不適切な生ごみの処理や、未収穫作物の放置、放棄果樹等による鳥獣への間接的な餌付けの防止に努める。

(2) 年間計画

(第31表)

重点項目	実施時期												実施方法	対象者	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
注意喚起	←												→	広報紙 ポスター 等	一般県民
普及啓発	←												→		

7 感染症への対応

高病原性鳥インフルエンザは、平成22年度には全国において発生が確認され、家きんへの感染が問題となり人への感染も懸念されているなど、社会的経済的影響が大きい。そのため、県では野鳥の異常について監視や情報収集を行い、高病原性鳥インフルエンザウイルス感染の早期発見に努め、適切な対応を行うとともに、関係機関との連絡を密にとり、人や家きんへの感染予防及び感染拡大の防止に努める。

これらの高病原性鳥インフルエンザ対策については「岐阜県野鳥における高病原性鳥インフルエンザ対策マニュアル」に基づいて行うものとする。

その他の感染症については、鳥獣の異常死又は傷病野生鳥獣の発生状況等により把握に努める。特に、口蹄疫等の家畜伝染病が発生している場合には、周囲の野生鳥獣の動向について監視を強化する。

8 普及啓発

(1) 鳥獣の保護管理についての普及等

① 方針

鳥獣保護を推進するためには、県民の理解と認識が必要なことから、市町村、教育委員会、鳥獣保護団体等との連携を密にして、広く県民に野生鳥獣に対する認識の啓発を図る。また、鳥獣保護に係る図書の貸出し、講演会の開催、小・中学生等を対象とした愛鳥ポスターコンクールの開催等により、若年層への鳥獣全般、その他野生生物に対する保護思想、特に、生物多様性の考え方の普及に合わせて、鳥獣保護管理の必要性について啓発を図る。

② 事業の年間計画

(第32表)

事業内容	実施時期												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
愛鳥週間作品募集				←			→							ポスター (全小中高)
自然保護読本の配布		↔												愛鳥モデル校
県広報、HP による広報	←												→	愛鳥週間 ヒナを拾わないで カスミ網防止等

③ 愛鳥週間行事等の計画

ア 愛鳥週間行事

・愛鳥週間作品展示、野生生物保護功労者表彰等

イ 鳥獣保護実績発表会

(2) 野鳥の森等の整備

県内、6箇所に設置してある野鳥の森は案内板、野鳥姿図等が整備されており、地域住民の憩いの場として利用されている。老朽化した施設については、利用者の安全に配慮して適切に対応するとともに、愛鳥保護思想の普及啓発を図る施設としての活用方法を検討する。

(第33表)

名称	整備年度	施設の所在地	面積	施設の概要	施設の内容	利用の方針	備考
千光寺	S48	高山市	36ha	案内板、野鳥姿図等			現施設の老朽化した施設は利用者の安全に配慮して対応する。
いこいの森	S48	揖斐郡揖斐川町	150ha	案内板、野鳥姿図等			
養老公園	S49	養老郡養老町	79ha	案内板、野鳥姿図等			
百年公園	S49～S50	関市	100ha	観察舎、案内板、野鳥姿図等	県博物館あり		
岐阜公園	S50	岐阜市	510ha	給餌台、案内板、野鳥姿図			
恵那峡	S50	恵那市	1,180ha	給餌台、案内板、野鳥姿図			

(3) 愛鳥モデル校の指定

① 方針

愛鳥モデル校の指定により、小中学校の愛鳥保護に関する関心を高めるとともに、愛鳥活動の実践等自主的な愛護活動の助長を図る。また、野生鳥獣について、生物多様性の保全の考え方にに基づき、愛がん動物(ペット)・飼育動物とは接し方が異なるべき存在であることについても普及啓発を図る。

② 指定期間

3ヶ年とする。ただし、再指定を妨げない。

③ 愛鳥モデル校に対する指導内容

ア 鳥類に関する図書等、教材の配布

イ 野鳥の生態、食餌木の植栽等についての助言及び講師派遣

ウ 探鳥会、野生生物保護実績発表大会への参加依頼

④ 指定計画

(第34表)

区分	平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度		
	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計
小学校	2	0	2	1	0	1	1	0	1	0	1	1	1	0	1
中学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(4) 法令の普及徹底

① 方針

最近における鳥獣関係法令違反は、非狩猟鳥獣の捕獲やその飼養、捕獲禁止区域(猟法)での狩猟、狩猟期間外の狩猟が大部分を占めており、特に、近年はわな猟によるトラブルも多発している。また、カスミ網による密猟の摘発件数は減少したが、手口が巧妙になるなど依然として根絶には至っていない。さらに、全国的にも野鳥の密猟及び違法飼養が問題となっていることから、こうした違法行為の根絶を目指し、次の事項を重点として、法令の周知徹底を図る。

- ア 野鳥の密猟及び違法飼養防止
- イ 有害鳥獣捕獲制度の適切な運用
- ウ 狩猟マナーの向上
- エ カスミ網による密猟防止

② 年間計画

(第35表)

重点項目	実施時期												実施方法	対象者		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
密猟及び違法飼養防止	←													→	県・市町村広報 チラシ等	一般県民
有害鳥獣捕獲制度の適切な運用	←			→											県・市町村広報 チラシ等	一般県民 捕獲従事者
狩猟マナーの向上							←							→	猟友会役員会及び 支部総会、会報、狩 猟者講習会等	狩猟者
カスミ網による密猟防止							←						→		県・市町村広報 パトロール等	一般県民